

平成 2 5 年 第 1 回 豊 頃 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 5 年 5 月 1 5 日 (水曜日)

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 2 号	専決処分の承認 (平成 2 4 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 1 0 号))
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認 (平成 2 4 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
日程第 5	承認第 4 号	専決処分の承認 (平成 2 5 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 1 号))
日程第 6	議案第 2 9 号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 7	議案第 3 0 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第 8	議案第 3 1 号	物品の取得

◎出席議員 (8 名)

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	5 番 津久井 精 一 君
6 番 大 谷 友 則 君	7 番 長谷川 勝 夫 君
8 番 藤 田 博 規 君	9 番 小野木 英 毅 君

◎欠席議員 (1 名)

4 番 森 一 彦 君

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長 補 佐	佐 藤 則 仁 君
住 民 課 長	吉 村 進 君
福 祉 課 長	高 井 伸 夫 君
子 育 て 支 援 所 長	瀬 尾 光 男 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひとみ 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成25年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。事務局長に諸般の報告をさせます。
和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。4番森 一彦議員から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

- 小野木議長 これで諸般の報告を終わります。

◎町長就任の挨拶

- 小野木議長 ここで、4月14日執行の豊頃町長選挙において当選されました、宮口 孝町長から、町長就任の挨拶の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。

- 宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

この度任期満了に伴う町長選挙におきまして、議員各位をはじめ多くの町民の皆さんや、各団体から暖かいご支援とご支持を賜り当選させていただきました。去る4月15日に当選証書を頂いたところであります。引き続き町政をを担当すること、感謝に堪えない次第でございます。

顧みますと、この8年間産業の振興と安心して暮らせる町づくりのために、職員が一丸となって努力を重ねてまいりました。その間議員各位にはそれぞれの立場で適切なるご助言、ご示唆を頂きましたこと、深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

お陰様で今町政は健全なる行財政運営をしておりますが、一方町の人口は減少率が高く、加えて出生率が低い現状であります。これらの歯止めは極めて難しく、多くの時間や努力などが必要であります。しかし小さな町だからこそ、町民の顔が見える町づくりをしなければならないと考えております。私たちの先輩諸氏が艱難辛苦の思いで築き上げた豊頃町を将

来確かなものとするためには、これからも議員各位のご協力、ご尽力が不可欠であります。どうか今後とも協働の町づくりのために、なお一層のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

結びになります。議員各位の益々のご隆盛を念じ申し上げましてお礼の言葉といたします。これからもよろしく申し上げます。

- 小野木議長 これですべて町長就任の挨拶を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 平成25年第1回豊頃町議会臨時会の行政報告を申し上げます。

最初に発達した低気圧に伴う暴風雨の対応についてでございますが、去る、4月7日0時38分に発令された大雨・暴風・波浪警報の対応について報告いたします。

降り始めからの降水量は、牛首別で73ミリメートル、大川で72ミリメートルと比較的少量で推移しましたが、融雪期と重なったことから、洪水被害が生ずるおそれがあったため、関係機関との情報連絡及び町内巡視により状況の把握に努め、14時30分に警報が解除されましたが、堤内水位の上昇から育素多排水機場を同日17時45分から翌日12時まで稼働運転したところであります。幸い、大きな洪水被害は無かったものの、強風により公営住宅等の屋根が剥がされる被害が生じ、応急措置を施したところであります。

4月8日に当該低気圧に伴う被害について公共施設等の状況調査を行ったところ、別紙調書のとおり土木被害620万円・建物被害367万5千円の被害額となり、これら災害復旧費用について本年度一般会計補正予算（第1号）のとおり専決処分いたしましたので、よろしくをお願いいたします。以上行政報告を終わります。

- 小野木議長 これですべて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番杉野好行議員及び2番松崎政利議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第2号

- 小野木議長 日程第3 承認第2号 専決処分の承認をもとめることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方自治法179条第1項の規定に基づき、平成25年3月28日平成24年度豊頃町一般会計補正予算第10号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、これを報告し承認を求めます。

本専決処分は、地方譲与税利子割交付金ほか歳入各款の額がおおむね確定したため、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,418千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,925,056千円と定めるものであります。補正の主なものについて歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。8ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。

2款地方譲与税 1項自動車重量譲与税から2,521千円を減額、2項地方揮発油譲与税に832千円を追加、3款利子割り交付金に640千円を追加、4款配当割交付金に146千円を追加、5款株式等譲渡所得割交付金33千円を追加、6款地方消費税交付金に4,851千円を追加、7款自動車取得税交付金に1,877千円を追加、8款地方特例交付金から2,551千円を減額、9款地方交付税に182,079千円を追加、10款交通安全対策特別交付金に145千円を追加、11款分担金及び負担金 1項分担金から道営負担事業農業費分担金10,743千円を減額、13款国庫支出金 2項国庫補助金から繰越明許費にかかる管理省力化施設整備事業農業費補助金7,260千円を減額し、臨時市町村道除雪事業土木費補助金5,000千円を追加併せて2,260千円を減額、14款道支出金 2項道補助金に同じく繰越明許費にかかる管理省力化施設整備事業7,260千円を追加するなど併せて7,740千円を追加、16款寄付金 1項寄付金にふるさと振興指定寄付金

150千円を追加するものであります。

次に歳出については12ページをお開き願います。2款総務費 1項総務管理費において3目財産管理費に財政調整基金等基金積立金190,150千円を、9目電算情報管理費に総合行政情報システム整備業務委託料1,406千円を追加併せて191,556千円を追加、3款民生費 1項社会福祉費に地域生活支援事業負担金67千円を追加、4款衛生費 1項保健衛生費に公衆便所管理費委託料15千円を追加、5款農林水産業費 1項農業費から道営事業費負担金10,930千円を減額、3項林業費から有害鳥獣駆除費補助金1,209千円を減額、7款土木費 2項道路橋梁費に除雪費委託料919千円を追加するものであります。

次に5ページ第2表地方債補正についてご説明申し上げます。繰越明許費による育素多28線にかかる社会資本整備総合交付金事業の起債16,100千円について、公共事業等債から過疎対策事業債に組み替えるもので地方債限度額の総額に増減はなく361,169千円と定めるものであります。以上でありますので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。
(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから承認第2号を採決します。
お諮りします、本件はこれを承認することにご異議ありませんか
(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。したがって承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号

●小野木議長 日程第4 承認第3号 専決処分の承認をもとめることについてを議題とします。
本件について、提出理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

- 高井福祉課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月28日別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、専決処分した平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別紙補正予算書をご覧ください。

本会計の既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ371千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ631,245千円と定めるものであります。この度の主な補正は、一般被保険者高額療養費の増額に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ歳出からご説明いたします。2款保険給付費 2項高額療養費 1目一般被保険者高額療養費に負担金補助及び交付金371千円を追加するものです。

この歳出に要する財源として6ページ歳入をご覧ください。2款国庫支出金 2項国庫補助金 1目財政調整交付金に特別調整交付金として371千円を追加するものです。

なお、保険給付費の追加補正につきましては、3月分の給付費が前年比115パーセントと高い伸びを示したことによるものであり、主な要因として高額な医療費を伴う高度な手術を行ったケースが短期間に予想を上回って複数件発生したためと考えられるものであります。以上でありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

- 小野木議長 これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第4号

- 小野木議長 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年4月8日平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれ報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は先ほど町長が行政報告で申し上げたとおり、4月7日の発達した低気圧に伴う災害復旧費等について補正したものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,220千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,768,148千円と定めるものであります。補正の内容につきまして歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください、歳出についてご説明いたします。8款消防費 2項災害対策費において、1目災害対策費に大津地区津波避難場所用地確定測量委託料470千円を追加 10款災害復旧費 1項農業用施設災害復旧費において 2目現年災害復旧費に湧洞牧場看視舎災害復旧工事請負費1,840千円を計上、2項公共土木施設災害復旧費において、2目現年災害復旧費に河川災害復旧費工事請負費3,500千円、及び町道災害補修費2,700千円併せて6,200千円を計上、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費において1目現年災害復旧費に町有住宅災害補修費など710千円を計上するものであります。

次に歳入につきましては8ページをお開き願います。9款地方交付税 1項地方交付税に8,320千円を追加、19款諸収入 5項雑入において 5目雑入に町有建物等災害共済金900千円を追加するものであります。

以上でありますのでよろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎議案第29号

●小野木議長 日程第6 議案第29号 豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第29号豊頃町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正案につきましては、議案説明資料第1号によりご説明いたします。

はじめに改正の趣旨であります。平成25年度税制改正において現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点や社会保障・税一体改革を着実に実施するため、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日にそれぞれ交付され、同年4月1日に施行されたことに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び付則の既定について整備をするため、一部改正を行うものであります。

主な改正内容であります。付則第3条の2は延滞金等の利率の見直しであり、年14.6パーセントの割合の延滞金は、当該特例基準割合に7.3パーセントを加算した割合に、年7.3パーセントの割合の延滞金は、当該特例基準割合に1パーセントを加算した割合とし、還付加算金の年4.3パーセントの割合は、当該特例基準割合とするものであります。なお、この改正は平成26年1月1日から施行いたします。

付則第7条の3の2は、住宅ローン控除の延長拡充で、個人の住民税において当該年度分の住宅借入金等特別控除額から当該年度分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税から当該残額に相当する額を下記の表に記載した範囲で控除するというものであります。なお、この改正は平成27年1月1日から施行いたします。

付則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例で、居住用財産の譲渡の特例について、その有する居住用財産が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合に当該相続人が長期譲渡所得の課税の特例を受けることができる措置が講じられました。なお、この改正は平成26年1月1日から施行いたします。付則として、第1条には施行期日を、第2条には延滞金に関する経過措置を、第3条には町民税に関する経過措置を、第4条には固定資産税に関する経過措置を定めましたので、宜しくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●小野木議長 日程第7 議案第30号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第30号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正案につきましては、議案説明資料第2号によりご説明いたします。はじめに改正の

趣旨であります。国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合に、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を移行後5年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置としたほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間特定継続世帯に係る世帯別平等割額を4分の1減額する措置を講ずるための地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され同年4月1日に施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例に所要の一部改正を行うものであります。

主な改正内容であります。第5条の2、第7条の3及び第23条には、特定継続世帯に4分の1減額した平等割り額を追加するもので、改正内容には医療給付費及び高齢者支援金の平等割り額に特定継続世帯の4分の1減額した平等割額を表に記載したとおり追加するものであります。付則として、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定いたしましたので、宜しくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

●小野木議長 8番藤田議員。

●藤田議員 説明を受けましたけれども、この改正によって個々の世帯の負担状況というものはどのように変わのでしょうか。

●小野木議長 答弁 吉村住民課長。

●吉村住民課長 今、お話をいたしましたように、この制度は平成20年度にできましてちょうど5年が経過する訳でございます。すなわち、平成20年度にその特例措置を受けていた世帯、要するに2分の1になった世帯でございますけれども、その方が50世帯ございました、すなわちこの50世帯がちょうど5年を迎える訳でございますから平成25年からはこの制度が無くなってしまうということになります。それで25年からは4分の1の制度を受けることになります。すなわち4分の1の軽減を3年間継続して受けるわけでございますけれども、その制度を受けられる世帯は概ね約20世帯程度というふうに思われます。そうなりますと、最大の話してございますけれども医療費の部分で7,500円の軽減が受けられますし、支援金では2,000円の軽減が受けられます。1世帯では9,500円で20世帯でございますから、最大で190,000円の軽減を受けることがあり得ると思います。以上です。

●小野木議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これ以て質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

●小野木議長 日程第8 議案第31号 物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第31号物品の取得についてご説明いたします。

本案は湧洞線スクールバスの更新による物品の取得契約の締結につきまして、豊頃町議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する物品名及び数量は(スクールバス・乗車定員29名・1台)
- 2 取得の目的はスクールバスの更新
- 3 契約の金額は6,153,000円(内消費税等相当額293,000円)
- 4 契約の方法は去る5月8日に執行いたしました3業者の指名競争入札による落札であります。
- 5 契約の相手方は、帯広市西19条北1丁目1番10号 三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店 支店長 比留間 功であります。以上でありますのでご審議いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第31号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成25年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員